

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月17日

支出負担行為担当官
北海道財務局総務部長 遠藤 晃

財務省共済組合
北海道財務局支部長 秋田 能行

記

1. 政府電子調達システムの利用

本業務は、「調達ポータル・電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) (以下「システム」という。)を利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 業 務 件 名 | 令和8年度一般定期健康診断ほか業務委託(単価契約) |
| (2) 業 務 場 所 | 契約相手方の業務実施施設 |
| (3) 業 務 概 要 | 北海道財務局職員の健康診断等業務 |
| (4) 業 務 期 間 | 契約締結の日から令和9年3月31日まで |

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等：その他」のA~D等級に格付けされ北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 札幌第1合同庁舎(札幌市北区北8条西2丁目)から徒歩15分程度(順路1.2km程度)以内の施設で健診を実施できる者であること。
- (8) 下記8の入札説明書等の受領又は交付を受けた者であること。

4. 契約条項及び仕様書を示す場所

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 11階 北海道財務局 掲示板
及び、「システム」に掲載する。

5. 証明書等の提出期限

令和8年5月11日(月)12時00分

6. 入札書の提出期限
令和8年5月13日(水) 17時15分
7. 開札の場所及び日時
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 11階 北海道財務局第2会議室
令和8年5月14日(木) 14時00分
8. 入札説明書等の交付方法及び期間
入札説明書等は、「システム」を利用して受領すること。
なお、紙による入札説明書等の交付を希望する場合には、以下の期間及び場所で交付する。
交付期間 公告の日から令和8年5月8日(金)の平日8時30分から12時00分及び13時00分から17時15分までとする。
場 所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 11階
北海道財務局 総務部 会計課 厚生係 TEL 011-709-2311 (内線4267)
9. 入札保証金 免除
10. 契約保証金 免除
11. 入札の無効
(1) 上記3に定める競争参加資格のない者の入札及び入札説明書により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。
(2) システムによる入札の場合において、「調達ポータル・電子調達システム利用規約」に違反した者の入札書は無効とする。
12. 言語及び通貨
入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
13. 入札書及び消費税に関する事項
(1) 入札金額は契約書(案)別紙1-1及び別紙1-2に記載されている検査項目毎の見込件数に単価を乗じて得た金額の総額を入札書に記入するものとする。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格(消費税込み)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
14. 落札者の決定方法
(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
ただし、本件入札が予算決算及び会計令第84条に該当する場合に申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としていないことがある。
(2) 落札者は落札の決定後、速やかに上記13.(1)の検査項目毎の単価を記載した内訳書(契約書第5条に規定する単価表)を提出すること。
15. 契約書作成の要否
契約書の作成を要する。
16. その他
「5. 証明書等の提出期限」から「7. 開札の場所及び日時」について、システムに障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

以上